**別表1（第2条第6号、第3条第2項及び第3項、第4条第2項第3号、第7条第1項、第10条第1項～第4項及び第6項、第14条第1項、第15条第1項、第16条第1項第1号、第3号、第4号、第22条第1項及び第23条第1項関係）**

**病原体等のバイオセーフティレベルを分類する基準**

　病原体等を試験管内で通常の量を取り扱う場合、以下の基準により、病原体等のバイオセーフティレベルを分類する。

**レベル－1(個体及び地域社会に対する低危険度)**

ヒトに疾病を起こす可能性、又は動物に獣医学的に重要な疾患を起こす可能性のないもの。

**レベル－2(個体に対する中等度危険度、地域社会に対する軽微な危険度性)**

　　ヒト又は動物に病原性を有するが、職員等、地域社会、家畜、環境等に対し、重大な災害とならないもの並びに実験室内で曝露されると重篤な感染を起こす可能性はあるが、有効な治療法及び予防法があり、伝播の可能性が低いもの。

**レベル－3(個体に対する高い危険度、地域社会に対する低危険度)**

　ヒトに感染すると重篤な疾病を起こすが、他の個体への伝播の可能性が低いもの。

**レベル－4(個体及び地域社会に対する高い危険度)**

ヒト又は動物に重篤な疾病を起こし、罹患者から他の固体への伝播が、直接又は間接に起こりやすいもの。

**注:**①　国内に常在しない疾患等の病原体等については、より高いレベルに分類す る場合がある。

　 ② 院内感染の原因となる重要な病原体等については、通常のレベルより高くした。

　 ③ これに記載されない病原体等については、個別に判断する

　 　　　　　 ④ 臨床検体の取扱いはレベル2で行うが、臨床診断から危険度の高い病原体等が疑われるときは、それと同等の扱いとする。